

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例施行規則

平成 29 年 10 月 31 日

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例（平成 29 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(請求書及び記載事項)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の請求に際し、実施機関は、請求者について本人の確認を要すると認めるときは、当該請求者に対し、客観的に証明できる書類の提示を求めることができる。

3 請求者が未成年者又は成年被後見人であるときは、当該請求者の親権者又は成年後見人の同意書を添付しなければならない。

(受付整理簿)

第 4 条 実施機関は、条例第 6 条第 1 項の規定により、行政文書の公開の請求を受け付けたときは、情報公開受付整理簿（様式第 2 号）に必要な事項を記載しなければならない。

(決定通知)

第 5 条 条例第 13 条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第 3 号）
- (2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第 4 号）
- (3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第 5 号）
- (4) 情報の公開の請求があった行政文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合 存否不応答通知書（様式第 6 号）
- (5) 情報の公開の請求があった行政文書が存在しない場合 行政文書不存在通知書（様式第 7 号）

(決定期間の延長通知)

第 6 条 条例第 13 条第 3 項の規定による通知は、公開決定期間延長通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

(第三者に対する通知)

第 7 条 条例第 13 条第 8 項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

(公開の実施方法等)

第 8 条 条例第 14 条第 2 項の規定による行政文書の公開は、次の各号に定める方法による。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) フィルム、録音テープ及びビデオテープ 再生機器により再生したものの視聴

(3) 電磁的記録 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧  
又はその写しの交付

2 前項の規定による行政文書の写しの交付は、当該請求に係る行政文書1件につき原則として  
1部とする。

(禁止事項)

第9条 行政文書を閲覧又は視聴する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 行政文書を改ざん、汚損、破損又は滅失する行為
- (2) 公務の執行に支障をきたす行為
- (3) 飲酒又は喫煙のうえ、行政文書の閲覧又は視聴をすること。
- (4) その他行政文書の公開に支障をきたす行為

2 実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止  
することができる。

(費用)

第10条 条例第15条第2項の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定め  
るところによる。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めた  
ときは、この限りでない。

(審査請求の受付等)

第11条 条例第16条第2項の規定により請求者は、情報公開の決定について情報公開審査請求  
書(様式10号)の提出による審査請求ができる。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときは、情報公開審査請求整理簿(様式第11号)に  
必要な事項を記載しなければならない。

3 実施機関は、第1項の審査請求書について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に定  
める要件を具備しているかどうかを調査し、要件を具備していないときは、期間を定めて請求  
者にその補正を命ずることができる。ただし、軽易な事項の補正については、その場で補正を  
命ずることができる。

4 実施機関は、請求者が前項の補正に応じないとき又は補正することができないときは、行政  
不服審査法の定めるところにより却下するものとする。

(審査会への諮問)

第12条 実施機関は、条例第16条第2項の規定による岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開審  
査会(以下「審査会」という。)への諮問は、情報公開審査諮問書(様式第12号)により行  
うものとする。

(審査請求に対する裁決)

第13条 審査請求人に対する通知は、審査請求裁決通知書(様式第13号)により行うものとす  
る。

(運用状況の公表)

第14条 条例第27条の規定による運用状況の公表は、次の各号に掲げる事項を岸和田市貝塚市  
清掃施設組合のホームページへの掲載及びその他適切な方法により行う。

- (1) 行政文書の公開請求件数
- (2) 行政文書の公開（部分公開を含む。）、非公開等の決定件数
- (3) 審査請求の件数及び処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
（その他）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 10 条関係）

区 分	金 額
乾式複写機による書面、書類等の写し及び電磁式記録に記録された事項を記載した書面（日本産業規格 A 3 判以下の大きさの規格用紙を用いて行うものに限る）	白黒の場合 1 枚につき 10 円
	カラーの場合 1 枚につき 50 円
その他のもの	作成に要する実費相当額
写しの送付	郵送料相当額

（備考）

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を 1 枚として計算する。
- 2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、管理者が別に定める。